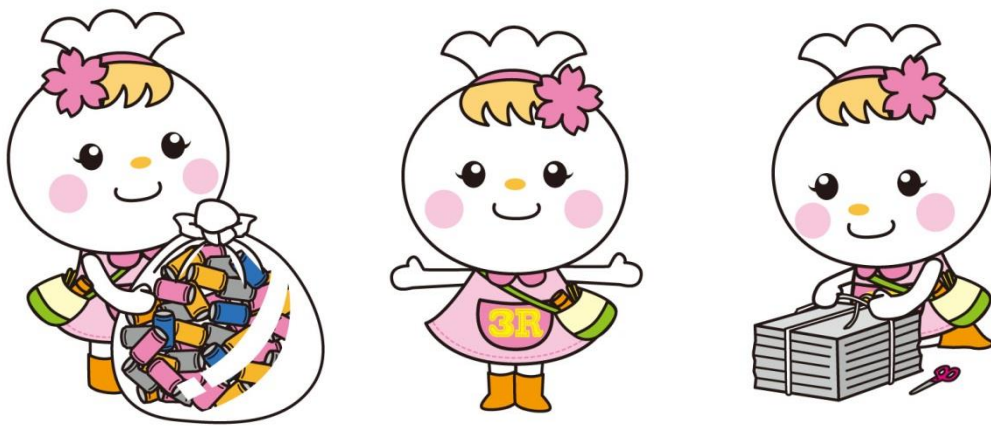


令和6年度版

資源ごみ集団回収の手引き



岩手県3R推進キャラクター エコロル

八幡平市
市民課 環境衛生係
(電話 0195-74-2111)

I はじめに

現在、私たちが生活していく中で、毎日さまざまな種類のごみが大量に排出されています。ごみには、缶、びん、紙、ペットボトル、トレイなどの資源として再利用することができるものがたくさん含まれています。

これらのものを分別し、再利用・再資源化することで、ごみを減らすことができ、また、限りある資源を大切に使うことにもつながっていきます。

八幡平市では、ごみ減量と再資源化の促進方法のひとつとして、市民団体による資源ごみ集団回収を推奨しています。

この手引きは、資源ごみ集団回収に取り組まれている方や、今後新たに資源ごみ集団回収を始めようとしている方々に、制度について知っていただくために作成したものです。

II 資源ごみ集団回収とは

資源ごみ集団回収とは、子供会、PTA、自治会などの営利を目的としない市民団体（仲間うちで作ったサークルのような団体でも対象となります）が、個人や各家庭から排出される資源となるごみを持ち寄り、大量に集めて回収事業者に引き渡す活動です。

1 資源ごみ集団回収のメリット

- ・作業による新たなコミュニティづくり
- ・環境負荷の軽減
- ・再資源化によるごみの減量とそれに伴う処分費用の軽減
- ・再資源化の促進による限りある資源の節約

2 集団回収報奨金

集団回収を実施した団体に市から報奨金を交付します。

報奨金は、回数割額と実績割額の合計額となります。

①回数割額

集団回収事業1回につき1,000円

ただし、1団体6,000円が上限となります。

②実績割額

集団回収で集められた資源ごみの重さに応じて、計算します。

アルミ缶	1 kg につき4円
スチール缶、空きびん（一升びん及びビールびんを除く）、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ	1 kg につき5円

Ⅲ 資源ごみ集団回収の手順（一例）

1 事前準備

- ①資源ごみ集団回収の団体登録申請書（様式第1号）を市民課に提出してください（各総合支所の地域振興係でも対応可能です）。
- ②回収業者と回収品目を決めましょう。
- ③集積場所を決めます。集積場所は集積しやすい広い場所を選びましょう。
- ④回収を円滑に進めるために、資源の整理係や回収業者への連絡係など役割分担を決めましょう。
- ⑤実施日を決定しましょう。
- ⑥実施することを決めたら、回収業者に回収品目、日時、集積場所、雨天の場合などの方法などについて相談しましょう。
回収業者は複数の団体をかけもちするため、実施日の打ち合わせは早めに行うようにしてください。
- ⑦回覧版や掲示板など地域にあった方法で実施日、持ち出し時間、品目などをお知らせしましょう。

2 当日

- ①決められた時間までに回収品目のものを出し、回収品目以外のものが含まれていないか注意してください。
- ②集めた資源ごみを、回収業者に売却します。
その際に、引取り明細書（様式第4号）を回収業者に記載してもらいます。

3 後日

- ①実績報告書兼報奨金交付請求書（様式第3号）、引取り明細書（様式第4号）を市民課に提出してください（各総合支所の地域振興係でも対応可能です）。
 - ・報奨金の受け取りは、口座振込にするようご協力お願いします。
 - ・口座名義人が前任者の場合は、あらかじめ口座名義人を現代表者に変更してください。
 - ・口座名義人が会計担当者等の場合は、委任状が必要となります。※令和6年12月27日（金）までに提出してください。

Ⅳ 様式及び手引きの入手方法

1 窓口で入手

市役所本庁舎の市民課もしくは各総合支所の地域振興係の窓口申し出てください。

2 市ホームページからダウンロードすることができます。

トップページ > 暮らしの情報 > ごみ・衛生ごみ・リサイクル
> 資源ごみ集団回収を推奨しています



令和6年度から様式が新しくなりました。以前の様式は使わないでください。

IV 様式記入例

様式第1号

令和6年 ●月 ●日		
八幡平市長	様	
団体名 ○○子供会		
代表者住所 八幡平市○○-××		
代表者氏名 八幡平 太郎		
電話番号 0195-7*-****		
八幡平市資源ごみ集団回収事業団体登録申請書		
<p>集団回収事業を実施したいので、八幡平市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。</p>		
回収予定地域	○○地区	
団体の概要	構成世帯数又は人数	30 (世帯)人
	参加見込人数	20 人
	年間実施予定回数	2 回

※ 構成世帯数又は人数の欄は、該当する単位に○を付けてください。

押印不要

令和6年度から様式が新しくなりました。以前の様式は使わないでください。

様式第2号

令和6 年 ● 月 ● 日

八幡平市長 様

団体名 ○○子供会

代表者氏名 八幡平 次郎

八幡平市資源ごみ集団回収事業団体登録事項変更届

登録事項が変更となりましたので、八幡平市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更前	代表者住所	八幡平市○○-××
	代表者氏名	八幡平 太郎
	電話番号	0195-7*-****
変更後	代表者住所	八幡平市○○-×-××
	代表者氏名	八幡平 次郎
	電話番号	090-****-****

令和6年度から様式が新しくなりました。以前の様式は使わないでください。

様式第3号

令和6年 ●月 ●日

八幡平市長 様

団体名 ○○子供会
代表者住所 八幡平市○○-×-××
代表者氏名 八幡平 次郎
電話番号 090-****-****

八幡

八幡平市資源ごみ集団回収事業実績報告書兼報奨金交付請求書

集団回収事業を実施したので、八幡平市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて実績報告及び報奨金の交付請求をします。

1 集団回収事業実績

(1) 実施回数

2 回

同じになっていますか？

(2) 実施期日

令和6年 ●月 ●日、令和6年 ■月 ■日

(3) 参加世帯数又は参加人数

29 世帯、人

(4) 回収実績

引取り明細

市役所で回数割額と実績割額の合計を計算して記入しますので、空欄のまま提出してください。

2 報奨金交付請求額

円

通帳の名義が現代表者になっているかご確認ください。口座名義人が前任者のままになっている場合は、各金融機関で名義変更の手続きを行ってください。会計担当者が口座名義人となっている場合など、口座名義人と代表者が異なるときは、委任状（後述）が必要となります。

3 報奨金の振込口座（団体の口座）

金融機関名	・・銀行	支店名	・・支店
口座種別	普通・当座		
口座番号	0123456	(フリガナ)	○○コトモカイ ダイヒョウ ハチマンタイジロウ
		口座名義人	○○子供会 代表 八幡平 次郎

令和6年度から様式が新しくなりました。以前の様式は使わないでください。

様式第4号

引 取 り 明 細 書			
品 目	数 量	単 価	引取り価格
アルミ缶			
スチール缶	kg	円	円
空きびん (一升びん及びビールびんを除く)			
新聞紙			
雑誌	kg	円	円
段ボール	kg	円	円
紙パック	kg	円	円
雑がみ	kg	円	円
一升びん	10 本 kg	5 円	50 円
ビールびん	50 本 kg	4 円	200 円
計	kg		円

回収業者の方に渡し、記入してもらってください。
実施団体の方が記入する項目はありません。

報奨金の対象とならない一升びん、ビールびん等を回収し、
回収業者に引き取ってもらった場合は、
「空きびん」に混ぜて記載せずに、
「一升びん」、「ビールびん」等と分けて記載してもらってください。

※ 無償引取りの場合も報奨金の対象になりますので記載してください。

年 月 日

八幡平市長 様
上記明細書のとおり引取りしました。

回収業者 所在地
事業者名
代表者氏名

印

会計係を設けている場合など、口座名義人と代表者が異なるときに必要となります。

(任意様式)

委任状

代理人住所： 八幡平市〇〇-×

代理人氏名： 〇〇子供会 会計 西松 安泰

上記の者を、八幡平市資源ごみ集団回収事業報奨金の受取代理人とします。

令和 6 年 ● 月 ● 日

委任者住所： 八幡平市〇〇-×-××

委任者氏名： 〇〇子供会 代表 八幡平 次郎



代表者が委任者となります。

口座名義人が会計担当者となっている場合は、代理人の欄に会計担当者の住所、氏名をご記入ください。

請求書で使用した印鑑を捺印してください